

議案第60号 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

条文中の附番の表記について誤りがあったため、所要の改正を行うもの。

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成16年小松島市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。 この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号、第2号イ若しくは第3号(水資源開発施設に係る部分に限る。)に規定する業務又は同法附則第4条第1項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為(二に掲げるものを除く。)</p> <p>(6)～(35) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。 この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号、第2号イ若しくは第3号(水資源開発施設に係る部分に限る。)に規定する業務又は同法附則第4条第1項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>(6)～(35) (略)</p>	<p>改正</p>